

一般財団法人 大分県建築住宅センター

確認検査業務規程

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人大分県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。なお、この規程（第16条第1項及び第22条を除く。）は、センターが国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。
- (3) 検査補助者 完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐することができるものとして、センターが認めた者をいう。
- (4) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第388号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (5) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (6) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (7) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (8) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物又はその敷地並びにこれらの機関から業務実地の要請があった建築物又はその敷地に係るものを除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物又はその敷地に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- 二 昇降機の製造、供給業
- (9) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第1項第6号に規定する署名等をいう。
- (10) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (11) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下、「主務省令」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。

- (12) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (13) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (14) 電子申請 デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
- (15) リモート検査 確認検査員又は副確認検査員が実地と異なる場所において行う中間検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

（確認検査業務実施の基本方針）

第3条 確認検査の業務は、法第6条第1項に規定する建築基準関係規定によるほか、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（以下「指針」という。）及びこの規程により、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 理事長は、毎年度、業務の実施に関する方針を定め、職員（確認検査員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。）に周知する。

（確認検査業務管理体制の運営、責任と権限）

第4条 理事長は、確認検査の業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、確認検査業務の管理に関する以下の内容を含む規則を別に定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 文書及び記録の管理（保存、閲覧等の方法を含む。）
- (3) 苦情等事務処理
- (4) 内部監査
- (5) 不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）
- (6) 再発防止措置

2 理事長は、センターが行う確認検査の業務の適切な確保を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

3 確認検査の業務の運営に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

（確認検査業務管理体制の見直し）

第5条 理事長は、年1回、次事業年度の開始前までに、確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化等により、必要と判断した場合には、その都度、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

(秘密の保持)

第6条 センターの役員及びその職員並びにこれらの職であった者は、確認検査の業務に 関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(確認検査業務の手順)

第7条 理事長は、確認検査業務の実施に必要なすべての事項を必要な都度文書に定め、職員に周知し、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。

(建築基準関係規定等に伴う措置)

第7条の2 センターは、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集、保存するとともに職員に周知する。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

第7条の3 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

(1) 前条の文書

(2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料

(3) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料

2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。

(1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の32第1項の特定行政庁への照会

(2) 都市計画に関する状況等（道路種別含む。）についての地方公共団体への照会

(確認検査員又は副確認検査員の選任)

第8条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、確認検査員又は副確認検査員を5人以上選任する。

2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定確認検査機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4537号。以下「指定準則」という。）第2第2項の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定に関わらず、理事長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込ま

れる場合にあつては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員（非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員又は副確認検査員の解任）

第9条 理事長は、確認検査員又は副確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を解任する。

- (1) 法第77条の24第4項の規定により知事の解任命令があつたとき
- (2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の削除があつたとき
- (3) 前二号のほか、業務上の業務違反その他確認検査員又は副確認検査員としてふさわしくない行為があつたとき
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

（確認検査員又は副確認検査員の配置）

第10条 理事長は、確認検査の業務に従事する職員を、第8条の確認検査員又は副確認検査員を含めて2人以上事務所に配置する。

2 理事長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数が一時的に増加するなど、適切に確認検査を行うことが困難になつた場合にあつては、速やかに、新たな確認検査員又は副確認検査員（非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査業務の実施体制）

第11条 理事長は、確認検査員等を、前条の確認検査員又は副確認検査員を含めて、指定準則第2第2項の規定により必要とされる人数以上置く。

2 前項の確認検査の業務に従事する職員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績応じ、前項の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

（確認検査員等の身分証の携帯）

第12条 確認検査の業務に従事する職員が、確認検査を行う際に、建築物、建築物の敷地若しくは建築工事現場等に立ち入る場合は、その身分証を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証は、確認検査員については様式（第13号様式）、副確認検査員については様式（第13号の1様式）による検査員証とし、補助員についてはセンターの身分証明書とする。

第3章 確認検査の業務の実施方法等

第1節 一般

(確認検査業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主、設置者及び築造主（以下「建築主等」という。）との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及び確認検査業務の区域)

第14条 センターの所在地は、大分市生石二丁目1番30号とする。

2 センターが行う確認検査の業務の区域は、大分県の全域とする。

(指定の区分)

第15条 確認検査の業務に関わる指定の区分は、指定機関省令第15条第1項第1号から第14号の2とする。

(業務の範囲)

第16条 確認検査の業務の範囲は、建築確認等（法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認及び法第18条第4項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査をいう。）、中間検査（法第7条の4第1項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）及び法第18条第32項（法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の検査をいう。）、完了検査（法第7条の2第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第23項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査をいう。）及び仮使用認定（法第7条の6第1項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）及び法第18条第38項第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定をいう。）とする。ただし、令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算による建築物にあっては、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 法第20条第1項第1号の規定により国土交通大臣の認定を受けた建築物。
- (2) 法第38条により国土交通大臣が認めた構造方法を用いた建築物。
- (3) 法第68条の10により国土交通大臣が認定を行った建築物。

2 前項の規定に関わらず、センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第3号から第6号までに掲げる者が第2条第8号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等その他

確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、その確認検査の業務を行わない。

- (1) 理事長及び担当役員
- (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 第1号に掲げる者の親族
- (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- (6) センターが特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

3 センターは、法77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認を行わない。

- (1) センターの理事長又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。）
- (2) センターの理事長又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。）
- (3) センターの理事長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (4) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）がセンターに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
- (5) 指定構造計算適合性判定機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族がセンターの役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
- (6) センターが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
- (7) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関

4 理事長は第2項及び第3項に掲げる者の一覧を作成し、該当するかどうかの確認を職員が申請書類等と照合する方法により行う。

5 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査業務の処理期間）

第17条 センターは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

第2節 確 認

(確認の申請)

第18条 建築主等は、確認の申請に際し、次の各号に掲げる申請書、図書及び書類（以下「確認申請関係図書」という。）をセンターに提出するものとする。この場合の提出部数は正本1通、副本1通とする。ただし、センターが必要とする場合はその部数とすることができる。

- (1) 建築物の場合 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第3条の3第1項において準用する、規則第1条の3に掲げる申請書及び確認申請関係図書
- (2) 法第87条の4において準用する昇降機の場合 規則第3条の3第2項において準用する、規則第2条の2に掲げる申請書及び確認申請関係図書
- (3) 法第88条において準用する工作物（擁壁、広告塔に限る。）の場合 規則第3条の3第3項において準用する、規則第3条に掲げる申請書及び確認申請関係図書
- (4) 次の通知書等の写し（該当する場合に限る。）
 - ア 規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通
 - イ 規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通
 - ウ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通
- (5) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る。）2通
- (6) 規則第1条の3第7項の規定により、特定行政庁の規則で申請書に添えるべき指定された図書 2通
- (7) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通
- (8) センターが確認するにおいて特に必要があると指定した図書 2通

(確認申請の引受け及び契約)

第19条 センターは、前条の確認の申請があったときは、次の各号について審査し、支障がない場合はこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった建築物等がセンターの業務範囲であること
 - (2) 申請のあった建築物等の計画が当該建築物の計画が建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までの規定に違反していないこと
 - (3) 提出図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
 - (5) 申請に係る計画が第16条第2項及び第3項の規定に該当するものでないこと
- 2 前項の規定において、確認申請関係図書に不備がある場合は、センターは建築主等に補正を求め、補正がなされないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返還する。
- 3 センターは、第1項により申請を引き受けた場合、建築主等へ引受承諾書（第1号様式）を交付する。この

場合、建築主等とセンターは別に定める確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

- 4 センターは、前三項の規定に関わらず、確認又は中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第20条 前条第3項の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主等は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係法令への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) 確認が法第6条の3第1項に規定する構造適合性判定を要する建築物等に係るものである場合であつて、法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けたときは、センターは当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる旨の規定
 - (4) センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主等に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
 - (2) センターが電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定
 - (3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
 - (4) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

（確認の実施）

第21条 センターは、確認申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、指針及び第7条に定める文書に基づき、確認申請関係図書をもって、前項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。
- 3 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、単独で確認の業務を行わない。
- 4 確認検査員又は副確認検査員は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物等について、確認の業務を行わない。
 - (1) 当該確認検査員又は副確認検査員

- (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - (3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
 - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- 5 センターは、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。
- (1) 大分県知事又は指定構造計算適合判定機関（以下「県知事等」という。）から規則第3条の8（規則第3条の10において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。
 - (2) 申請に係る建築物の計画について県知事等が指針別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、規則第1条の4（規則第3条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画について判定の申請を受けた県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。
- 6 センターは、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。
- (1) 県知事等から規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあつては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。
 - (2) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した県知事等に照会をする。
- 7 確認検査員等は、確認審査の実施にあたり、その業務実施に関する記録を作成する。

（消防長等の同意等）

第22条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、消防同意依頼書（第2号様式）に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

- 2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第6条の2第1項（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく法第93条第4項の規定による通知書（第3号様式）に、規則第3条の5第3項第一号イに定める書類を添えて行う。
- 3 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、法第18条第4項（法第87条第1項又は法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、通知の引受後、遅滞なく法第93条第4項の規定による通知書（第3号様式）に、通知者から提出された図書及び書類を添えて行う。
- 4 前3項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（保健所長への通知）

第23条 センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引き受け後、遅滞なく法第93条第5項の規定による通知書（第4号様式）により行う。

2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

第24条（削除）

（確認の申請の取り下げ）

第25条 建築主等は、都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した確認申請取下げ届（第5号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の申請があったときは審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

3 前項の確認申請取下げ届が受理された場合、業務約款に基づき契約の解除があったものとする。

4 前項の規定により契約を解除した場合は、納入された手数料の返還は行わないものとする。

5 センターは、第1項の届出があった場合、次の各号に掲げる機関にその旨の報告を遅滞なく行う。

(1) 第22条の消防長等（同意又は通知後であった場合に限り）

(2) 第23条の保健所長（通知後であった場合に限り）

（確認済証の交付等）

第26条 センターは、第21条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては規則別記第15号様式による確認済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めるときにあつては規則別記第15号の2様式による適合しない旨の通知書を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないとき（第21条第5項及び第6項における県知事等からの適切な回答がない場合を含む。）にあつては規則別記第15号の3様式による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を、建築主等に対してそれぞれ交付する。

2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの1部を添えて行う。

（特定行政庁への報告）

第27条 センターは、前条により確認済証又は通知書を建築主等に交付したときは、その交付の日から7日以内に法6条の2第5項に定める確認審査報告書（規則別記第16号様式）を特定行政庁へ提出する。

（工事の取止め）

第28条 建築主等は、センターで確認済証の交付を受けた建築物等の工事を取り止めたときは、工事取止め届（第6号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、第1項の届出があった場合、次の各号に掲げる機関にその旨の報告を遅滞なく行う。

- (1) 特定行政庁
- (2) 第22条の消防長等
- (3) 第23条の保健所長

3 工事の取止めに係る手数料については、別に定める手数料規程による。

(計画の変更)

第29条 建築主等は、確認済証の交付前に計画内容を変更する場合は、建築主等は第25条の規定により申請を取り下げ、改めて確認申請書をセンターに提出する。

2 前項の規程により契約を解除した場合は、納入された手数料の返還は行わないものとする。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第30条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更(規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。)され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第18条から第28条までの規定を準用する。

2 建築主等は、計画変更確認の申請に際し、次の各号に掲げる確認申請関係図書、並びにその写し1通を提出するものとする。

(1) この申請以前の計画にかかる確認(計画変更を受けた場合にあっては当該確認を含む)の確認済証及び確認申請関係図書

(2) この申請以前に規則第3条の2に規定する軽微な変更が生じ、その変更の報告を行っている場合にあっては、その報告書及び添付図書

(3) 当該建築物の工事に、この申請以前に法第7条の3第1項に定める特定行程が含まれている場合には、すべての特定行程の中間検査合格証及び中間検査関係図書

3 この申請の直前の確認を行った者がセンターである場合にあっては、建築主等は、前項第1号に規定する確認申請関係図書の提出を要しない。

4 この申請以前に規則第3条の2に規定する軽微な変更が生じ、その変更の報告をセンターに提出した場合にあっては、建築主等は、第1項第2号に規定する報告書及び添付図書の提出を要しない。

5 この申請の直前の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合にあっては、建築主等は、第2項第3号に規定する書類及び添付図書の提出を要しない。

(確認を受けた計画の軽微な変更)

第31条 建築主等は、確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画に規則第3条の2に規定する軽微な変更があった場合には、説明に必要な図書及び書類を添付して、センターに提出する。

(建築主等の変更)

第32条 建築主等は、センターで建築物等の確認済証の交付を受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等を変更する場合は、建築主等変更届（第7号様式）を提出する。ただし、この届け出を本人以外の者が行う場合は、建築主等が当該届け出を代理人に委任したことを証する委任状を添えるものとする。

2 建築主等の変更に係る手数料については、別に定める手数料規程による。

（工事監理者等の変更）

第33条 建築主等は、センターで確認済証の交付を受けた際に、工事監理者を定めていない場合又は確認済証の交付を受けた後に工事監理者を変更した場合は、工事監理者選定（変更）届（第8号様式）をセンターに提出する。

2 建築主等は、センターで確認済証の交付を受けた際に、工事施工者を定めていない場合又は確認済証の交付を受けた後に工事施工者を変更した場合は、工事施工者選定（変更）届（第9号様式）をセンターに提出する。

（建築主等の変更等の報告）

第34条 センターは、第32条、第33条の届けを受理した場合、速やかに特定行政庁へ報告する。

第3節 中間検査

（中間検査の申請）

第35条 建築主は、規則第4条の11の2において準用する、規則第4条の8の規定による中間検査申請書に次に掲げる書類（以下「中間検査申請関係図書」という。）を添えてセンターに提出するものとする。

- (1) 申請に係る工事中の建築物の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認）に要した図書 1通
- (2) 当該工事中の建築物（中間検査が複数回にわたる場合に限る）が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し 1通
- (3) 特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて細則で定めている書類 1通
- (4) その他センターが必要とする図書 1通

2 当該工事中の建築物の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主は、前項第1号に規定する図書の提出を要しない。

3 当該工事中の建築物の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する図書の提出を要しない。

（中間検査申請の引受け及び契約）

第36条 センターは、前条の中間検査の申請があったときは、次の各号について審査し、支障のない場合はこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった建築物がセンターの業務範囲であること
 - (2) 申請のあった建築物の工事監理者が建築士法第3条から第3条の3までの規定に違反していないこと
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
 - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
 - (5) 当該工事中の建築物等が第16条第2項の規定に該当するものでないこと
- 2 前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備がある場合は、建築主に補正を求め補正がなされないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主に返還する。
- 3 第1項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主に中間検査引受証（規則別記第29号様式）を交付する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとす。
- 4 センターは、前三項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第37条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物、建築物の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
 - (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
 - (2) 第20条第2項第2号から第4号までの規定
- 3 リモート検査を実施する場合においては、前条の業務約款には、前2項に加え少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) リモート検査の適用範囲に関する規定
 - (2) 検査体制、書類検査の方法、検査補助者の安全対策、検査を中断したときの対応並びに検査の映像・音声の記録及び保存に関する規定
 - (3) 建築主は、センターがリモート検査を行う際に、検査補助者が、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるように協力しなければならない旨の規定
 - (4) リモート検査の方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
 - (5) リモート検査に係る業務を行う事務所に関する規定

(中間検査の実施)

第38条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から4日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（センター又は建築主の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る工事中の建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、指針及び第7条に定める文書に基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主に説明等を求める。
- 3 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。
- 4 確認検査員又は副確認検査員は、第21条第4項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。
- 5 確認検査員又は副確認検査員は、中間検査の実施にあたり、その業務実施に関する記録を作成する。
- 6 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

第39条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあつては規則別記第31号様式による中間検査合格証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては規則別記第30号の2様式による中間検査合格証を交付できない旨の通知書をそれぞれ交付する。

(中間検査の申請の取り下げ)

第40条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げ場合は、中間検査申請取下げ届（第10号様式）をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。
- 3 前項の規程により契約を解除した場合は、納入された手数料の返還は行わないものとする。

第4節 完了検査

(完了検査の申請)

第41条 建築主等は、規則第4条の4の2において準用する、規則第4条の規定による完了検査申請書に次に掲げる書類（以下「完了検査申請関係図書」という。）を添えてセンターに提出するものとする。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認）に要した図書 1通
- (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し 1通
- (3) 特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて細則で定めている書類 1通

- (4) その他センターが必要とする図書 1通
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、前項第1号に規定する図書の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主等は、第1項第2号に規定する図書の提出を要しない。
- 4 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った者、設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者がセンターである場合においては、センターが保有する当該建築物の適合判定通知書、設計住宅性能評価書、長期使用構造等確認書又はその写し、及び適合性判定、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認を受けた図書を施行規則第4条に規定する図書に代えることができるものとし提出を要しない。

(完了検査申請の引受及び契約)

第42条 センターは、前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった建築物等がセンターの業務範囲であること
- (2) 申請のあった建築物等の工事監理者が建築士法第3条から第3条の3までの規定に違反していないこと
- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
- (5) 当該建築物等が第16条第2項の規定に該当するものでないこと
- 2 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備がある場合は、建築主等に補正を求め補正がなされないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返還する。
- 3 第2項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に完了検査引受証（規則別記第22号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 センターは、前三項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第43条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主等は、センターが完了検査業務を行う際に、当該建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定

(2) 第20条第2項第2号から第4号までの規定

3 リモート検査を実施する場合には、前条の業務約款には、前2項に加えて少なくとも第37条第3項の規定を盛り込むこととする。

(完了検査の実施)

第44条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（センター又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、指針及び第7条に定める文書に基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、前項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。

3 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

4 確認検査員等は、第21条第4項第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第1号から第5号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、完了検査の業務を行わない。

5 確認検査員等は、完了検査の実施にあたり、その業務実施に関する記録を作成する。

6 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

第45条 センターは、建築主等に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあつては規則別記第24号様式による検査済証を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては規則別記第23号の2様式による検査済証を交付できない旨の通知書を、それぞれ交付する。

(完了検査の申請の取り下げ)

第46条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は完了検査申請取下げ届（第11号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の申請があつたときは、検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

3 前項の規程により契約を解除した場合は、納入された手数料の返還は行わないものとする。

第5節 仮使用認定

(仮使用認定申請)

第47条 建築主は、規則第4条の16第2項の規定による仮使用認定申請書に次に掲げる書類（以下「仮使用認定申請関係図書」という。）を添えてセンターに提出するものとする。この場合の提出部数は正本1通、副本1通とする。ただし、センターが必要とする場合はその部数とすることができる。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した図書及び書類
- (2) 規則第4条の16第1項の表（い）項及び（は）項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として平成27年国土交通省告示第247号（以下「基準告示」という。）第2に規定する図書及び書類
- (3) 令第147条の2に規定する建築物に係る仮使用をする場合は、（は）項に掲げる図書に代えて規則第11条の2第1項の表に掲げる工事計画書及び安全計画書

2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第1号に規定する図書の提出を要しない。

（仮使用認定申請の引受及び契約）

第48条 センターは、前条の仮使用認定申請があったときは、次の各号について審査し、支障のない場合はこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった建築物がセンターの業務範囲であること。
- (2) 申請のあった建築物等の工事監理者が建築士法第3条から第3条の3までの規定に違反していないこと
- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと
- (5) 当該建築物等が第16条第2項の規定に該当するものでないこと

2 センターは、前項の規定において、仮使用申請関係図書に不備がある場合は、建築主等に補正を求め補正がなされないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用申請関係図書を建築主等に返還する。

3 第2項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主に引受承諾書（第14号様式）を交付する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

4 センターは、前三項の規定に関わらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第49条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこと

とする。

(1) 仮使用認定通知書又は建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定め（平成27年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」という。）第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定

(2) 第20条第2項第2号から第4号までの規定

3 リモート検査を実施する場合においては、前条の業務約款には、前2項に加えて少なくとも第37条第3項の規定を盛り込むこととする。

（仮使用認定の実施）

第50条 センターは、仮使用認定申請を引き受けたときは速やかに、申請に係る計画が基準告示第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（センター又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、指針及び第7条に定める文書に基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。

3 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

4 確認検査員等は、第21条第4項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第5号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、仮使用認定の業務を行わない。

5 確認検査員等は、仮使用認定の実施にあたり、その業務実施に関する記録を作成する。

6 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、仮使用認定を行わない。

（消防長等への照会）

第51条 センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、消防法適合状況照会依頼書（第15号様式）に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（仮使用認定の結果）

第52条 センターは、建築主に対し、第50条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めたときにあつては規則別記第35号の3様式による仮使用認定通知書を交付する。

2 前項に規定する仮使用認定通知書の交付は、認定に要した申請図書の1部を添えて行う。

（仮使用認定の申請の取り下げ）

第53条 建築主は、建築主の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定通知書の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した仮使用認定申請取下げ届（第16号様式）をセンターに提出する

2 センターは、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。

第4章 確認検査手数料等

（確認検査手数料の設定）

第54条 センターは、確認検査の業務の実施にかかる手数料を確認検査手数料規程に定める。

（確認検査手数料の収納）

第55条 建築主等は、別に定める確認検査手数料規程に基づき確認申請、中間検査申請、完了検査申請及び仮使用認定申請に係る手数料（以下「確認検査手数料」という。）を、センターへ現金又はセンターの指定する銀行への振込みにより納入する。

2 前項の振込みに要する費用は建築主等の負担とする。

3 センターと建築主等は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができる。

4 センターは、確認検査の業務が効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案して確認検査手数料等を減額することができるものとする。

（確認検査手数料等の返還）

第56条 収納した確認検査手数料は、手数料規程で定める場合を除き返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査の業務が実施できなかった場合は確認検査手数料等を返還する。

第5章 確認検査業務の監視、改善方法

（苦情等の事務処理）

第57条 センターは、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

2 センターは、法第94条第1項に規定する審査請求又は損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅延なく記録するものとする。

(内部監査)

第58条 センターは、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかについて、原則として年1回、第4条第1項第4号の規定に基づき内部監査を実施する。

(不適格案件等の管理)

第59条 センターは、不適格案件が発生した場合について適切に対応する。

2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあとに不適格案件であることが確認されたときは、速やかに建築主等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 センターは、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

(再発防止措置)

第60条 センターは、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

第6章 電子申請の実施に関し必要な事項

(電子申請による申請等)

第60条の1 建築主は、次に掲げる申請等については、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

(1) 第18条の確認の申請

(2) 第35条第1項の中間検査の申請

(3) 第41条第1項の完了検査の申請

(4) 第47条第1項の仮使用認定申請

(5) 第31条の計画の軽微な変更届、第32条第1項の建築主等の変更届、第33条第1項の工事監理者選定(変更)届、第33条第2項の工事施工者選定(変更)届、第61条第1項の記載事項訂正届及び第28条第1項の工事取止め届の提出

(6) 第25条第1項の確認申請取下げ届、第40条第1項の中間検査申請取下げ届、第46条第1項の完了検査申請取下げ届及び第53条第1項の仮使用認定申請取下げ届の提出

2 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第22条第1項の消防長等の同意を求める場合は、センターは、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる場合には、この限りでない。

3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、第22条第2項の消防長等に対して通知を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第23条第1項の保健所長に対して通知を行う場合

は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 4 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第19条第2項、第36条第2項、第42条第2項及び第48条第2項の規定により引き受けできない場合において、センターは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して同項第6号の取下げ届を提出する場合は、センターは、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第25条第2項、第40条第2項、第46条第2項及び第53条第2項に規定する返却に代えることができる。
- 6 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第3項及び第4項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。
 - (1) 申請データに電子署名(当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。)を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置
 - (2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置
 - (3) 申請データに氏名又は名称を記録する措置
- 7 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみなす。
- 8 申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間 365日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 9 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要なとする部数の提出があったものとみなす。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第60条の2 センターは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(電子証明書及び電磁的記録の保存)

第60条の3 第60条の1第8項に規定する電子証明書は、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。)第5条に規定する電子証明書とする。

- 2 センターは、第60条の1第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を第64条に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第26条第1項による確認済証、第39条第1項の中間検査合格証、第45条第1項による検査済証及び第52条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第64条に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(電子交付等)

第60条の3の1 センターは、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主と協議した上でセンターが指定する方法で、電子交付を行うことができる。

- (1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続

(2) 建築主がセンターに対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること

2 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。

(1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータをセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

(2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置

3 センターは、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

4 電子情報処理組織を使用して行う第1項又は前項の交付（以下「電子交付等」という。）において電子署名を行う場合には、第19条、第36条、第42条又は第48条の業務約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を盛り込むこととする。

（電子申請に係る電磁的記録の保存）

第60条の3の2 センターは、第60条の1第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を第8条の3に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第26条第1項による確認済証、第39条による中間検査合格証、第45条による検査済証及び第52条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第64条に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

（確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）

第60条の4 センターは、第60条の1第1項による電子申請を行わせる場合、第66条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

（電子情報管理者の設置）

第60条の5 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

（情報セキュリティ責任者の設置）

第60条の6 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第60条の7 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

(記載事項訂正届)

第61条 建築主等は、センターで建築物等の確認済証の交付を受けた建築物等で、その工事完了前に確認済証の記載内容に訂正(計画の変更を除く。)が生じた場合は、記載事項訂正届(第12号様式)を提出する。

2 センターは、前項の記載事項訂正届を受理した場合、速やかに特定行政庁へ報告する。

3 記載事項訂正届に係る手数料については、別に定める手数料規程による。

(指定区分等の掲示)

第62条 センターは、指定の区分、確認検査の業務の区域、確認検査業務範囲のほか、指定機関に関する省令第27条の規定に定める事項を事務所内に掲示する。

(書類の備置及び閲覧等)

第63条 センターは、法第77条の29の2に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するために、事務所に必要な設備及び体制を置く。

2 書類の閲覧等に係る手数料については、別に定める手数料規程による。

(帳簿及び書類の保存期間)

第64条 法第77条の29第2項に規定する書類(指定機関等に関する省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。)は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から15年間保存する。

(帳簿及び図書の保存方法)

第65条 確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請関係図書は、審査又は検査のため特に必要のある場合を除き事務所内に保管するものとし、審査終了後は施錠できる室又はロッカー等に保管する。

2 前条に掲げる帳簿等の保存は、确实、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

3 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び第2号に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの保存にて行うことができる。

(図書及び書類の持出しに係る報告)

第66条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。)第29条第1項に規定する図書及び書類(複写したものを含む。)を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第66条の2 理事長は、確認検査の業務に関する書類（業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第67条及び第69条において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む）について別に定める。

(総括記録管理者の設置)

第67条 センターに、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者を置く。

2 総括記録管理者は、確認検査業務管理責任者をもって充てる。

(記録管理者の設置)

第68条 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

(記録管理簿の調製)

第69条 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

- (1) 保存場所
- (2) 保存期間の満了する日

第70条 (削除)

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第71条 センターは、指定機関等に関する省令第31条の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合に、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 指定機関等に関する省令第31条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
- (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
- (3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
- (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを知事に報告する。なお、紛失があった場合は知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主からの副本の借り受け及び複写等）を講じること。

(リモートによる検査)

第71条の2 建築主は、次に掲げる検査について、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、リモート検査とすることができる。

(1) 第38条の中間検査

(2) 第44条の完了検査

(3) 第50条の仮使用認定

2 検査補助者は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 検査補助者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(事前相談)

第72条 センターに確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、センターに事前に相談をすることができる。

第1号様式 別添

第2号様式 別添

第3号様式 別添

第4号様式 別添

第5号様式 略

第6号様式 略

第7号様式 略

第8号様式 略

第9号様式 略

第10号様式 略

第11号様式 略

第12号様式 略

第13号の1 略

第14号様式 別添

第15号様式 別添

第16号様式 略

附 則

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和8年3月1日から施行する。